

児童ポルノ法案

本年5月から、私を含む衆議院法務委員会の理事会メンバーにより、児童ポルノ規制のあり方を検討するために、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正に関して、数次に渡り実務者協議を続けて参りました。

性的虐待を受けている児童を守るため、児童ポルノの供給側の規制（営利目的所持や販売・提供の禁止）のみならず、需要側の規制（児童ポルノの単所持の禁止）の必要性が以前より指摘されてきました。特に、G8諸国日本とロシアのみが児童ポルノの単所持を禁止していないという状況については、国際的にも批判が強く存在していました。

他方で、児童ポルノの定義が不明確ということで憲法31条から導かれる刑罰法規の明確性の原則に反するのではないか、児童ポルノ規制が漫画やアニメ等をも対象とした場合には憲法21条の保障する表現の自由に対する萎縮効果があるのではないか、等の懸念が多くなりました。

この度、児童ポルノ規制のあり方に関する実務者協議の内容が整い6月4日の衆議院法務委員会の質疑を経て、超党派の議員立法という形（法務委員長が起草して、衆議院本会議に提案する形）で発議され、衆議院本会議で可決されました。今国会中に参議院でも可決され、改正法が成立する予定です。

椎名つよし通信

一緒につくり、私たちの未来を。

衆議院議員

比例南関東ブロック
神奈川県第9区（多摩区、麻生区）

桐蔭学園卒

元国会事故調

弁護士



私は40分の質疑時間を使い、性的虐待を受けている児童を守るという目的の達成が重要であり、そのために児童ポルノの単所持を禁止する必要があること、単所持を禁止することにより、別件逮捕などの不当な捜査や不当処罰の原因を作つてはならないこと、漫画やアニメの規制は本法とは別枠で対応すべきこと、インターネット事業者に過度な負担をかけてビジネスに萎縮を与えるべきではないこと、などを訴え、実務者協議の中で問題となった点を中心に質疑を行いました。参議院では、法案提出者である法務委員長の代理者として本法案に関する質疑に応答する予定です。自らが策定に関わった法案を実現するという意味で、非常に思い入れが強いです。引き続き、虐待を受けた子どもたちを守るために活動していきます。



国会論戦最終盤

平成26年1月24日に召集された第186回国会も大詰めです。法定の会期は6月22日までの15日であり、この記事を書いている6月上旬時点では内閣から提出された80本近くの法案につき衆議院での議論は概ね収束しています。

法案に関する国会論戦が収束すると、法案以外の議論も耳目を集め始めます。本年5月15日に、安倍晋三総理の私的懇談会である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の報告書が提出されました。この報告書は安全保障の法整備に関する提言を内容としています。具体的には、主に

- ① 集团的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更
- ② 国連PKO活動や集団安全保障に係る憲法解釈の変更
- ③ 武装集団の離島上陸等グレイゾーン事態への法整備

プロフィール

- 1975年 東京都八王子市にて出生
- 1994年 桐蔭学園高等学校理数科卒業
- 1999年 司法試験合格
- 2000年 東京大学法学部卒業（法学士）
- 2002年-11年 弁護士として長島・大野・常松法律事務所（6年間）などの法律事務所に在籍
- 2011年 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス及びコロンビア大学国際・公共政策大学院修了（公共経営学修士）
- 2011年-12年 株式会社経営共創基盤勤務（同社から転籍し国会事故調にて原発事故調査に従事）
- 2012年 衆議院議員初当選
現在、麻生区百合丘在住（家族：妻と2人）

所属する委員会

- 法務委員会 災害対策特別委員会
- 原子力問題調査特別委員会 裁判官訴追委員会

国政報告会のお知らせ

平成26年1月24日に召集された第186回国会も6月22日に終了しました。今国会での椎名つよしの活動や、今後の活動方針などをお伝えすべく、次の日程で国政報告会を開催させていただきます。どうぞご参加下さい。

- ★日時 平成26年9月12日(金) 19:00~(約1時間程度)
場所 多摩市民館 大会議室（無料）
- ★日時 平成26年9月17日(水) 19:00~(約1時間程度)
場所 麻生市民館 大会議室（無料）



の3点です。これらの提言を受け、与野党で安全保障に関する議論が活発化しています。

私は、6月2日の外務委員会・安全保障委員会の合同審査会にて質疑時間をいただいて、岸田文雄外務大臣、小野寺五典防衛大臣、内閣法制局参考人との間で、今後の日本の安全保障の政策論と今後の法整備（背景にある憲法解釈含む）について議論しました。

現在の与野党における議論の中心は憲法解釈論と政府が準備した15事例への対応が中心ですが、本来まず現下の戦略環境でどのように我が国の国民、領土、主権を中長期的に守るかの政策論が先です。米国の国力低下と軍事費削減、東アジアへのシフトを意味するリバランス政策（中東への影響力低下も含みます）の成否、グアム移転など同盟国側の事情、中国の軍備拡張とエネルギーを求める領土拡張主義という近隣諸国の事情の両方を踏まえて、我が国の平和と持続可能な発展を達成するための中長期戦略と具体的な政策を、徹頭徹尾現実に議論する必要があります。その上で、中長期戦略実現のために法整備が必要か、憲法解釈の変更が必要かを議論すべきです。政策論と法律論の峻別こそが必要です。抽象的な教科書事例で憲法解釈論を議論する現状には違和感があります。法律の言葉を使わずに、現実的に即して議論したいと考えます。党の方向性確定に向けて、引き続きしっかりと議論致します。



川崎事務所 神奈川県川崎市多摩区宿河原2-46-19
TEL044-933-8163 FAX044-299-8615
国会事務所 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二会館602号室
TEL03-3508-7602 FAX03-3508-3982
http://t-417.jp email info@t-417.jp

椎名つよし 検索
f 椎名つよし
t_417_kawasaki

募集 国会見学にお越し下さい
事務所スタッフがご案内いたします。

捕鯨問題について

去る3月31日、国際司法裁判所は、農林水産省の許可に基づき共同船舶株式会社が行う第二期南極海鯨類捕獲調査が、国際捕鯨取締条約に定める科学的調査の範囲を超えるとの判決を下しました。私は、国会議員になる以前から、捕鯨問題に強い関心を寄せており、4月1日の衆議院法務委員会で、この問題を扱いました。

日本の捕鯨をめぐる現在の状況は、日本の外交上の失敗によりもたらされたものです。我が国は、商業捕鯨モラトリアムが設定された直後の一九八二年にモラトリアムに対する異議申し立てを行いました。日米の二国間漁業交渉を有利に運ばせるために、多国間条約である国際捕鯨取締条約上の異議申し立ての撤回を譲歩のカードとして利用したのです。結局、調査捕鯨という形により我が国の捕鯨文化を維持すると国内的に説明することで妥協したのです。しかし、今まで行ってきた調査捕鯨という



4月1日 法務委員会



4月15日 捕鯨の伝統と食文化を守る会

説明が国際的には通用しないことが、今回の判決でも明らかになりました。これにより、日本の捕鯨政策は、大きな転換点を迎えます。

4月26日に今年度の沿岸における第二期北太平洋鯨類捕獲調査が一部縮小の上スタートしました。しかし、単に縮小すれば良いものではありません。本来、調査捕鯨は、商業捕鯨再開のために必要な科学データの採取の為のもので、政府は、調査の結果を用いて、適量の鯨類捕獲が、競合魚類の餌の適切な量を保全することに有用であり、生態系のバランス保持のために必要であることを国際的に明確に訴えなければなりません。その上で、水産資源の持続可能な利用を達成するため、国際的仕組み作りを行い、捕獲頭数管理の下で商業捕鯨の再開を目指す事が大事です。非常に厳しい道程ですが、今こそ捕鯨政策の転換を図らねばなりません。引き続き、この問題に一生懸命取り組んで参ります。

八丁原（はつちょうげん）発電所視察

私は、去る4月30日、日本最大の出力（2基で約10万kW）を誇る地熱発電所である八丁原発電所（大分県）を訪れました。

地熱発電は深さ2km前後の地下の岩盤の中に閉じ込められ、マグマの熱で300℃近くに熱せられた地下水を蒸気井で取り出し、この蒸気により発電するシステムです。発電に使う蒸気を取り出した残りの熱水（90℃程度）は再び地下に戻されますが、マグマにより再度加熱されるので再利用が可能です。まさに、クリーンかつ循環型の発電システムといえます。また、24時間365日の稼働が可能であること、設備利用率も70%を超えるなど、他の新エネルギーと比べてもかなり安定的な電源といえます。

他方、出力は原発や火力と比べると小規模で、1基あたり原発の20分の1程度の5万kWです。（八丁原発電所で一般家庭3万7千軒相当。）コストも1kW時あたり15円前後と、1kW時あたり8円前後といわれる原発と比しても安くありません。加えて、長い開発時間、立地適当な土地が自然公園に含まれる等課題は多くあります。しかし、地産地消の小規模エネルギーコミュニティを作ることと、潜在的に600万kW程度の可能性が有ること、潜在的に600万kW程度の可能性が有ることなどから、これを進めていかねばなりません。引き続き原子力への依存脱却と新エネルギーへの転換に取り組んでまいります。

5月28日 東日本大震災の復旧・復興状況等調査のため 岩手県三陸へ視察



八丁原発電所 2号タービン 4月30日撮影



6月1日 多摩川クリーン作戦にてゴミ拾い

3月28日 結いの党神奈川県連発足式 (神奈川県連 副会長に就任)



少年鑑別所、多摩少年院視察

私は、去る5月19日、衆議院法務委員会の視察で東京都八王子市にある八王子少年鑑別所と多摩少年院を訪問しました。今国会に提出された少年院法と少年鑑別所法の議論のため、現場を見るのが重要でした。

私は、従前から少年非行の防止に取り組んでおりますが、この問題は、学校教育、子育て支援等の目に見える施策のみならず、施設内処遇（少年院や少年鑑別所）の改善、社会内処遇のあり方（保護司、更生保護、協力雇用主に関する施策）も併せて重層的に考えねばなりません。

今回、多摩少年院では、実際に処遇を受けている退院間近の少年との意見交換を行いました。私達はSST（ソーシャルスキルトレーニング）と呼ばれる挨拶や言葉遣いなどの社会的スキル訓練の授業中に訪問し、実際に少年たちが就職面接を受ける想定ロールプレイを行っている場面を見学し、実際の被害者に対する思い、少年院で学んだこと、退院後の希望進路等についての意見を聞くことができました。

少年が非行を犯す大きな原因の一つに、やはり家庭教育や学校教育等を通じた他者とのコミュニケーション能力の醸成が十分でないことが挙げられると感じました。少年院内の集団生活を通じて、否応なく他者とのコミュニケーションを取ることで、少年が成長し、徐々に社会に適応することを覚えたということです。少年矯

←5月19日 八王子少年鑑別所 正門にて



5月19日多摩少年院にてヒアリング

生では、施設内境遇が十分に機能している現状を把握できたことは非常に貴重な経験でした。しかし、退院後、就職口や居住場所などが見つかからない為に再非行に走る少年たちも一定程度います。そのため、再非行防止施策として、協力雇用主の更なる確保や保護司の皆様の負担軽減が非常に重要です。今後の少年非行防止施策に生かしたいと思います。